

(資料1)

邑楽町保育利用調整基準指數**子ども支援課**

管内保育所及び管内認定こども園の入所調整において、申込み者数が利用定員を超えた場合は、以下の指數に基づき、児童保育審議会で審議を行い利用調整することとする。

類型					指數
基本指數 ①就労	居宅外労働	パート・アルバイト／非常勤・臨時職員／派遣社員	事業所に通常勤務している正社員		10
			事業所に勤務しているパート・アルバイトまたは非常勤・臨時職員並びに派遣社員など		8時間超 9
					8時間以内 8
					7時間以内 7
					6時間以内 6
					5時間以内 5
					4時間以内 4
		自営業（農業を含む）	事業主	居宅外の事業所で、主たる従事者。	8時間超 9
					8時間以内 8
					7時間以内 7
					6時間以内 6
					5時間以内 5
		居宅内労働	事業主	主たる従事者に協力して従事している者。	8時間超 8
					8時間以内 7
					7時間以内 6
					6時間以内 5
					5時間以内 4
					4時間以内 3
					8時間超 8
		自営業（内職を含む）	専従者	居宅内の事業所で、主たる従事者。	8時間以内 7
					7時間以内 6
					6時間以内 5
					5時間以内 4
					4時間以内 3
		居宅内労働	専従者	主たる従事者に協力して従事している者。	8時間超 7
					8時間以内 6
					7時間以内 5
					6時間以内 4
					5時間以内 3
					4時間以内 2

類型				指数			
基本指 数	②妊娠、出産	おむね出産前2ヶ月、出産後2ヶ月の期間。			9		
	③保護者の 疾病、障害	入院	疾病のため入院。		10		
		居宅内療養	常時臥床	疾病のため常時臥床。		10	
			精神結核	医師が長期加療（安静）を要すると診断。		8	
			一般療養	概ね1ヶ月以上加療を要すると診断。		6	
			その他	疾病により定期的通院等を要す。		3	
	④同居親族 の介護・看 護	病人等の看 護等	身体障害者手帳を所持する者、及び同程度と 判断できるもの。		1級	10	
					2級	9	
					3級	7	
					4級以下	4	
	⑤災害復旧	火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたる。			10		
	⑥求職活動	ハローワークへの登録、面接等。起業準備を含む。 認定期間は90日以内。			3		
	⑦就学	就学。職業訓練校等における職業訓練を含む。 認定期間は在学・訓練期間内。			3		
	⑧虐待やDVのおそれがあること				10		
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること				3		
	⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合				事由 による		

類型		指数	
調整基準	①ひとり親家庭	父母の死亡、離別、行方不明、拘禁。	
	②生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯。	
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+3	
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+5	
	⑤保護者が障害を有する場合	保護者が身体障害者の1・2級に該当する家庭。	
	⑥子どもが障害を有する場合	+3	
	⑦育児休業明け	育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合。	
		育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合。	
		育休を取得しており、復帰する場合。	
	⑧兄弟姉妹が同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合 ※きょうだいが別々の施設へ入所となることを防ぐための措置	兄・姉が既に在園していて、弟・妹が同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合。	
		きょうだいが同時に申込む場合において、同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合。	
	⑨小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童。 ※連携施設に関する経過措置	+3	
	⑩保育士等として従事するために、特定教育・保育施設等の利用を希望する場合	+3	
	⑪町立認定こども園で1号認定から2号認定へ区分変更する場合 (同一施設内での変更に限る)	+3	
	⑫その他上記に類する状態として市町村が認める場合	+1～+3	
	就労日数等	月20日未満	-1
		月15日未満	-2
		月10日未満	-3
	同居者等	65歳未満	-1
		60歳未満	-2
	その他上記に類する状態として市町村が認める場合	-1～-3	

この調整において、指数が同点となった場合は、以下の順番及び方法で利用調整することとする。

順番	調整方法
1	調整基準のうち、①ひとり親家庭・②生活保護世帯・⑤保護者が障害を有する場合・⑧兄弟姉妹が同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合に該当するものを優先する。
2	上記「1」の調整後も同点となる場合は、基本指数の高いものを優先する。
3	上記「1・2」の調整後も同点となる場合は、保護者等の前年度市町村民税所得割合算額が低いものを優先する。